

令和2年度当初予算編成方針

R元.10.15

総務部
清流の国推進部

1 当初予算編成の前提となる財政状況

○ 国の予算編成状況

- ・総務省より示された「令和2年度地方財政収支の仮試算（概算要求時）」では、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額について、令和元年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされ、一般財源総額は、前年度を1.3兆円上回る64.0兆円となっている。
- ・これは、社会保障関係経費の自然増や幼保無償化などの人づくり革命分などの増に対応したものとされているが、その内容は、地方の借金である臨時財政対策債を増額することにより収支が均衡する試算となっており、臨時財政対策債の縮減を求める地方の要望とは異なる姿となっている。
- ・他方、国の概算要求では、消費税率引上げが経済の回復基調に影響を及ぼさないために講ずる「臨時・特別の措置」などについては、今後の予算編成過程において検討するとされており、地方への影響は不透明である。
- ・このほか、国の予算編成に伴い必要となる地方歳出や税制改正などを含め、令和2年度地方財政対策については、今後、国の予算編成過程で調整されることとなるため、その動向を十分注視していく必要がある。

○ 本県財政の状況

- ・本県の景気は、雇用・所得環境の改善が続くなかで、引き続き緩やかに回復していくことが期待されるものの、一部の業種では厳しい状況が続いているほか、先行きについては、海外景気の動向等に注視していく必要がある。
- ・そのような中で来年度の税収動向は、今月実施された消費税率の引上げの影響や、国で行われる税制改正の影響など、不透明な状況にある。
- ・また、歳出面では、社会資本の老朽化や社会保障関係経費の自然増に加え、近い将来増加に転ずる公債費を見据えながらも、「清流の国ぎふ」創生総合戦略に盛り込まれた重要な政策課題に対応しなければならない。
- ・以上のように本県財政は、歳入、歳出の両面において、不透明で多くの課題を抱えている状況にある。

○ 今後の行財政運営の方針

- ・本県の財政状況は、持続的な財政運営に道筋がつつあるものの、県財政を取り巻く環境は、不透明で多くの課題があることから、引き続き行財政改革の努力を行い、節度ある財政運営に努め、財政規律を遵守する必要がある。
- ・他方で、「清流の国ぎふ」創生総合戦略に盛り込まれた重要な政策課題には積極的に対応していかなければならず、持続的な財政運営と重要な政策課題への対応の双方を心掛けた、メリハリの利いた予算編成を行わなければならない。

2 当初予算編成の考え方

(1) 基本的な取組方針（予算要求の考え方）

○ 持続可能な財政運営に向けた財政規律の遵守

- ・一般政策予算については、別途、各部局に示す一般財源総額の範囲内で予算要求すること。

○ 重要な政策課題に的確に対応

- ・重要な政策課題に対応する事業については、上記一般財源総額を超えて要求できるものとする。

○ 事務事業見直しを踏まえた予算要求

- ・「事務事業見直し推進本部員会議」にて示した項目などについて、事務の見直し、事業の見直しを進め、その結果を踏まえた予算要求とすること。
- ・前年度に引き続き、「各所属1事業以上の廃止」の取組みを実施すること。
- ・なお、見直し内容の反映は、各事業だけでなく、事務の改善を踏まえ、事務的経費についても的確に行うこと。

(2) 具体的な予算編成の視点・ポイント

① 「予算要求基準」の遵守

別紙1のとおり

- ・予算要求基準を遵守のうえ、各事業の費用対効果や必要性、効率性等を十分精査した予算要求を行うこと。
- ・一般政策予算のうち、県有施設の維持管理経費や、一定規模以上の債務負担行為設定事業などについては、前年度の一般財源と同額を基本として、その他の経費については、令和元年度単年の事業や、隔年で計上する周期事業、会計年度任用職員に移行する雇員に係る経費、前述の事業見直しにおいて一定の財政効果を想定している事業などを考慮したうえで、前年度の一般財源に100分の95を乗じた額を基本として一般財源総額を算出していること。
- ・令和元年度の重要政策事業のうち、継続実施が必要な事業については、一般政策予算として取り扱うことから、一般財源総額の算定は、当該事業に係る一般財源も含めたものとなること。

- ・一般財源総額を遵守するため、既存事業の縮減を行う場合には、多額の予算を必要とする事業を優先的に見直すなど、各事業で一律に削減するといった安易な縮減策をとらないこと。
- ・個別調整事業については、今後の予算編成過程において所要額の検討を行う予定であること。
- ・その他の政策予算、非裁量予算、管理予算については、可能な限り所要額を圧縮し、要求すること。

② 重要政策事業について

- ・重要な政策課題に対応する事業（※）については、前述の一般財源総額を超えて要求できるものとする。
- ※原則ソフト事業を対象（1千万円未満のハード事業を含む）

③ 事務事業見直しの反映について

- ・「事務事業見直し推進本部員会議」にて示された項目などについて事務の見直し、事業の見直しを進め、その結果を踏まえた予算要求とすること。
- ・新たな政策課題に対応するためにも、「各所属1事業以上の廃止」を徹底すること。
- ・見直し内容の反映は、各事業だけでなく、事務の改善を踏まえ、事務的経費についても的確に行うこと。
- ・なお、総務部において各見直し内容を再度精査し、費用対効果などを踏まえた予算編成を行う予定であること。

④ 公共施設の再整備及び維持保全と維持管理予算について

- ・公共施設の再整備及び維持保全に係る予算については、令和元年8月20日付け「岐阜県県有建物長寿命化計画（個別施設計画）の更新等について」における令和2年度報告値を踏まえた要求を行うこと。
- ・その際、昨年度の長寿命化計画の額を超える場合等については、県全体の優先度などの観点から、年度間の平準化を図ることも想定していること。

⑤ 周期事業の取扱い

- ・複数年周期で予算計上を行う必要のある事業については、必要最小限での要求を可能とし、各部局における財源捻出は不要とする取扱いであること。

⑥ 基金事業の取扱い

- ・基金を財源に実施する事業については、各部局の活用計画により要求すること。
- ・清流の国ぎふ森林・環境税事業については、林政部と調整後、要求すること。
- ・なお、国補正基金に係る要件緩和や活用期間の延長等の見直しが行われれば、必要な対応を行うこと。

⑦ 国庫補助事業等の受け入れの精査

- ・国において進められる地方財政に関連する制度等の見直しについては、その動向を十分注視し、適宜適切に予算に反映すること。
- ・国庫補助事業については、財源的には有利であるが、一定の県費を伴うことや事業実施に伴い人的負担を要することから、必要性や事業効果を十分吟味したうえで受け入れを行うこと。また、国庫 10/10 事業であっても、人的負担が伴うことや県費による事業継続の可能性があることを十分に認識し、安易な受け入れを厳に慎むこと。
- ・なお、地方創生推進交付金や地方創生拠点整備交付金については、地方創生を推進する観点から、積極的に活用するよう心掛けること。特に、新規・制度拡充事業を要求する際は、必ずその活用について検討すること。

⑧ 過去の予算の前倒し効果の反映

- ・過去の予算において、後年度で見込まれた財政需要について前倒して対応したもののについては、原則、予算要求を差し控えること。

⑨ 「予算の使い切り」廃絶に向けた取組みの徹底

- ・「予算の使い切り」廃絶に向けた取組みを徹底することとし、現段階で執行計画の確定していない不要不急の経費の要求は控えるとともに、年度末における無理な予算執行は厳に慎むこと。
- ・RENTAI 掲示板に掲示している「予算の残し方事例集」を活用し、経費節減に努めること。

⑩ 現地機関の実情把握

- ・本庁各課においては、予算要求に際して現地機関の実情を十分把握し、その声を反映した予算要求に努めること。
- ・なお、平成 29 年 11 月から RENTAI リンク集に設置している「予算相談窓口」において受け付けた相談内容のうち、予算対応が必要なものについては、別途、関係各課へ対応を協議する予定であること。

⑪ 特別会計、企業会計について

- ・各会計の運営状況を勘案しつつ、税負担（一般会計繰出）の妥当性等について再検証すること。

⑫ 債務負担行為及び長期継続契約の適切な運用

- ・債務負担行為については、岐阜県公契約条例を踏まえた適切な運用に留意する必要があるとともに、将来の財政運営を圧迫する側面もあることから、対象事業、限度額、年割額等について十分な精査を行うこと。
- ・長期継続契約については、債務負担行為同様、全体事業費及び各年度事業費を明らかにして要求すること。

⑬ 予算編成過程の公開について

- 予算編成過程を公開する中で、事業ごとにこれまでの取組状況や成果についても公開することとしていることから、所管課においては、事業の目的や取組みの評価などを定量的に十分整理して予算要求を行うこと。
- また、事業の評価指標については、原則設定することとしており、各事業が位置づけられる各種計画や、「清流の国ぎふ」創生総合戦略における数値目標などを参考に設定すること。

事業分類別の予算要求基準

この予算要求基準は、あくまでも現時点における要求の上限を定めるものであり、今後の税収や地方交付税の動向など、財政環境の変化等により、更なる歳出削減があり得るものであること。

1 政策予算

政策予算の要求に際しては、事業の目的やこれまでの取組みの評価などを定量的に十分整理し、県民目線を意識し、行政需要に的確に対処した要求を行うよう心がけること。

(1) 一般政策予算

- ・別途、各部局に示す一般財源総額の範囲内で予算要求すること。なお、当該予算のうち、県有施設の維持管理経費や、一定規模以上の債務負担行為設定事業などについては、前年度の一般財源と同額を基本として、その他の経費については、令和元年度単年の事業や、隔年で計上する周期事業、会計年度任用職員に移行する雇員に係る経費、事業見直しにおいて一定の財政効果を想定している事業などを考慮したうえで、前年度の一般財源に100分の95を乗じた額を基本として、一般財源総額を算出していること。
- ・令和元年度の重要政策事業のうち、継続実施が必要な事業については、一般政策予算として取り扱うことから、一般財源総額の算定は、当該事業に係る一般財源も含めたものとなること。
- ・一般財源総額を遵守するため、既存事業の縮減を行う場合には、多額の予算を必要とする事業を優先的に見直すなど、各事業で一律に削減するといった安易な縮減策をとらないこと。

(2) 重要政策事業

- ・重要な政策課題に対応する新規・拡充事業については、所要額を要求すること。
- ・原則ソフト事業を対象とするもの（1千万円未満のハード事業を含む）であること。

(3) 個別調整経費

- ・「公共枠」「県単枠」「学校建設事業」「単独交通安全整備事業」「私学振興補助金」「スポーツ振興事業」については、今後の予算編成過程において所要額の検討を行う予定であること。
- ・「学校建設事業」のうち、県有建物長寿命化計画における建物の再整備及び維持保全経費については、「学建長寿命化」として、別途通知における令和2年度報告値を踏まえて要求すること。

(4) 県費1千万円以上の投資的経費

- ・可能な限り所要額を圧縮し、要求すること。
- ・新たな施設整備の着手を行う場合は、事業規模やランニングコストの多寡、他県の整備状況など、必要性を十分精査した上で要求すること。

(5) 学校建設事業以外の県有建物長寿命化計画予算（再整備及び維持保全経費）

- ・ 県有建物長寿命化計画における建物の再整備及び維持保全経費については、「長寿命化」として、別途通知における令和2年度報告値を踏まえて要求すること。

(6) その他の政策予算

- ・ 「情報システム開発経費」「情報システム保守管理経費」「特別会計への繰出金等」「指定管理者制度導入施設関連事業」については、可能な限り所要額を圧縮し、要求すること。

2 非裁量予算

所要額の確実な見通しに基づき積算するとともに、非裁量予算とすることの適否を含め、制度のあり方まで踏み込んで見直したうえで、可能な限り所要額を圧縮し、要求すること。

3 管理予算

- ・ 「人件費」のうち、職員給与費については、従来のルールに基づき、要求すること。
- ・ 来年度から施行される「会計年度任用職員」に係る経費のうち、報酬に関しては、「人件費」として整理されることなど、別途通知に従って遺漏ないように対応すること。
- ・ その他の管理予算については、可能な限り所要額を圧縮し、要求すること。

事業分類体系

事業分類		略名	定義
政策予算	個別調整事業	公共枠	公共枠 公共枠として枠的に予算措置する事業
		県単枠	県単枠 県単枠として枠的に予算措置する事業
		私学振興補助金	私学振興 私学振興枠として枠的に予算措置する事業
		学校建設事業	学校建設 学建枠として枠的に予算措置する事業
		学校建設事業のうち県有建物長寿命化計画分	学建長寿命化 学建枠として枠的に予算措置する事業のうち県有建物長寿命化計画に係る事業
		単独交通安全整備事業	単独交安 単独交安枠として枠的に予算措置する事業
		スポーツ振興事業	スポーツ振興 スポーツ振興枠として枠的に予算措置する事業
	特定政策予算	県費1千万円以上の投資的事業	1千万以上 県費1千万円以上の投資的事業（毎年度、経常に一定額を計上する事業を除く）
		県有建物長寿命化計画予算（再整備及び維持保全）	長寿命化 県有建物長寿命化計画に係る予算（再整備及び維持保全）
		森林整備特別事業	森林整備 森林枠として枠的に予算措置していた事業
		情報システム開発経費	情報開発 情報システム開発経費（「情報システム導入審査委員会」協議対象事業に限る）
		情報システム保守管理経費	情報保守 情報システム保守管理経費（複数年契約締結事業に限る）
		特別会計への繰出金等	特会繰出金等 特別会計への繰出金等
		指定管理者制度導入施設関連事業	指定管理者 指定管理者制度導入施設関連事業
		森林・環境税関連経費	森林環境税 清流の国ぎふ森林・環境税を財源とした事業
	一般政策予算		一般政策経費（通常分）
		一般政策経費（特定分）	一般政策特定分 県有建物長寿命化計画対象外施設の維持管理費、県費1千万円以上の負担金及び県費1千万円以上の債務負担行為設定事業等
		一般政策経費（維持分）	一般政策維持分 県有建物長寿命化計画対象施設の維持管理経費
		一般政策経費（枠外分）	一般政策枠外分 一般財源総額の算出にあたり対象外とした事業（維持分に係るものを除く）
		一般政策経費（維持枠外分）	一般維持枠外分 一般財源総額の算出にあたり対象外とした事業（維持分に係るもの）
重要政策予算	重要な政策課題に対応する事業	重要政策課題 重要な政策課題に対応する新規・拡充事業（原則ソフト事業）	
非裁量予算		非裁量予算	法律等により事業の実施、経費の支弁が義務づけられている事業
管理予算		人件費	人件費 特別職給与・報酬、一般職給与、会計年度任用職員報酬、OB職員の団体への補助、外郭団体等プロパー職員の人件費補助
		公債費	公債費 公債費
		税交付金等	税交付金等 税の市町村交付金等
		その他管理予算	管理その他 予備費、会計管理費など各部共通の予算（人当旅費、人当需用費、指定修繕を含む）